

まちづくり委員会との認識すり合わせの内容に対する市の回答

以下、まちづくり委員長により提出された記録に基づいて作成いたしました。

NO.	まちづくり委員(敬称略)		市の回答
1	楠	「まちづくり委員会」は「知立市まちづくり基本条例」に記載されている条文に乗っ取り設置している委員会だと認識している。 知立市は知立市民との「協働」にて進めていくと定義しているにも拘らず、行政側の担当である永田様は今まで開催された6回の会議には不参加である。 しかし、『会議内容の報告』『委員の行動計画』の報告だけをせよとの申し出に、「知立市は市民に丸投げしている・何もしてくれない」という印象を抱いている。 このことについて、協同推進課及び知立市はどのように考えておられるのか。	知立市まちづくり基本条例第18条により「市長は、協働によるまちづくりを推進するため、市民主体による自主研究組織として知立市まちづくり委員会を設置します。」としています。 また、まちづくり基本条例の前文では、「市民が、市民の手で、市民の責任で主体的にまちづくりに取り組むことが大切です。市民一人ひとりが自ら考え、まちづくりに積極的に参画することによって、私たちのまちの自治を推進し、市民、市議会、市が協働しながら、それぞれの持つ個性や能力がまちづくりに発揮される地域社会を実現しなければなりません。」としています。 “協働”については、まちづくり基本条例第2条第2号で、「地域の課題の解決を図るため、それぞれの役割と責任のもとで、ともに考え、協力し、行動することをいいます。」としています。 また、知立市まちづくり委員会設置要綱第2条で「委員会は、まちづくりに関する自主研究を行い、市長に研究内容の報告等をするものとする。」とし、同要綱第10条では「委員会は自主運営を原則とし、市は必要に応じて支援する。」としています。 これらを根拠とし、辞令交付の後にご説明いたしましたとおり、会議の進行、日程調整、企画運営、資金調達、人材集めなど必要な事柄を委員会主体で実施していただくこととしており、現在市の職員は同席をしておりません。 今後についても、まちづくり委員会からの求めがありましたら出席させていただきますし、ご不明な点等ございましたら、随時お気軽にお問い合わせいただければと存じます。
2	楠	先の伊藤委員長と永田様の会談において『知立市が参画すると、社会活動ができる市民が育たなくなる』と永田様の発言があったと伺っている。それは、永田様の個人的見解か？ もしくは、知立市(行政として)のまちづくり委員会に対するお考えか？	委員長が協働推進課窓口にお越しになった際の永田の発言ですが、会話の前段として、“市がまちづくり委員会に参加しない理由は何か”という質問に対し、原則自主運営であるからであるということをお伝えしています。そのあとの質問として、“過去の委員会では市がいたのに、なぜ現在はいないのか”ということを受けまして、過去のまちづくり委員会において市職員が参加していたことはあったが、委員から市に意見を求められることが多くなり、市が求めている「市民目線」から離れてしまうことが懸念されたこと、またまちづくり委員会は、任期後独立し、市民活動団体として独立して活動してほしいという期待から、「知立市として」の考えとしてお伝えいたしました。
3	楠	「協働」という形はいつから変革されてしまったのか？なぜ、その形が良いと判断されたのか？	NO.1の回答にもありますように、“協働”については、まちづくり基本条例第2条第2号で、「地域の課題の解決を図るため、それぞれの役割と責任のもとで、ともに考え、協力し、行動することをいいます。」としており、それが変わったとは考えていません。 まちづくり委員会における「協働」というのは、委員会と市が協働して研究等を行う。ということではなく、市民の手でできるまちづくりについて研究していただいた報告書を市長が受取り、それを市が市政に反映することが「協働」とであると認識しています。
4	伊藤	公けに公表する文書・マニュアルには常識的には制定、改定の際には文責者の印が付かされていたり、改定理由等の記載があるものと思うが、この「市民版まちづくり計画」には、当時の“委員の名前”は記載されていても、「知立市」の印はどこにもない。市として委員(市民)に推奨しているにも関わらず、「市」の責任所在が不明確であったりするのは不自然。 この「市民版まちづくり計画」を「知立市」側として認めたのは市長か？	認識のすり合わせの時には、まちづくり委員会の年度の実施方針などについて市長へ決裁をとったのかどうかということをご質問されたものと思い、会議の内容やこういった研究内容とするかということまで全部が全部市長へ決裁をとっていないという意図でお伝えしました。 市民版まちづくり計画は、平成25年度に、「知立市第6次総合計画」策定に合わせ、まちづくり委員会によって作られ、市長に提出されたもので、「今後、この計画を基本としながら、まちづくり委員会において具体的な取組む内容を議論し、試験的な取り組みを重ねながら、市民による活動へと展開していきます」とあり、その後のまちづくり委員会の進め方や取組む内容などが書かれたものです。 また、今年度は募集の際、「市民版まちづくり計画を参考に、次の4つのテーマのいずれかに沿って、市民にとって何が必要かを委員全員で考えます。」としています。 計画の「3. 計画の位置づけ」に「時代の流れ、多くの市民に関わってもらう中で、必要に応じてこの計画を見直します。」とあり、テーマに沿って研究する中で、「現状にあっていない」「改正が必要」ということがあれば、報告書にその旨記載していただいたり、新たな計画書を提出していただいたりしていただければ、次年度のまちづくり委員会の研究内容とするなどの対応を検討させていただきます。

NO.	まちづくり委員(敬称略)	市の回答
5	伊藤 この条例は本田市長のときに結ばれたものであり、条文解釈の中に、「市は政策等の改変があった場合には速やかにその内容や効果などについて検討してその趣旨を十分に尊重し出来る限り市民に反映するようつとめます」とある。 提言書にも「委員会と市は円滑な会議運営を図るためお互いの立場を理解し尊重して協議を進めて意見調整を重ねながら高い成果を目指します」また、「委員会の提言を最大限尊重し、その内容を市の施策等に反映するよう努めるとともに対応について委員会に報告する」とある。 ここには市が委員会に報告するとまで書かれているが、市はそれを実行しているか？	保存してある以前のデータを見てみたところ、委員会からの報告書を元に市役所関係各課に回答を求め、委員会に文書で報告していた文書も残っています。今年度の委員会についても、報告書の中に提言等の内容がありましたら、市政に反映できるかどうか報告させていただきたいと考えています。
6	楠 私たち委員は、「まちづくり協定書」の内容と「市民版まちづくり計画」の中身にズレを感じている。 永田さんはどう感じているらっしゃるか？	認識のすり合わせの時点で、“協定書と現在の進め方についてズレがあると感じているか”という問いに対し、“感じている”とお答えしておりますが、市がまちづくり委員会と協働して研究を進めていくものという永田の認識が誤っておりました。まちづくり委員会と締結した協定書の内容やまちづくり委員会の方針は、設立当初から変更しておりません。
7	伊藤 本田市長が市民と交わした協定書の内容を変えてしまったことについて、誰が承諾したのでしょうか？協定内容は守らなくてはならないものであるのに、変えるのであれば、理由があつてのことなので理由を市民にも知らせなくてはならないのではないかと。 【当初の姿】「委員会と市は円滑な会議運営を図るためお互いの立場を理解し尊重して協議を進めて意見調整を重ねながら高い成果を目指します」と、 【今の姿】「会議の進行、日程調整・企画の資金調達・人材集めはすべて委員会主体で実施しなくてはなりません」この変化の理由を説明できる人がいないのが不思議。	まちづくり委員会と締結した協定書の内容やまちづくり委員会の方針は、設立当初から変更しておりません。 協定書の第5「市の役割」に「市は、会場の確保及び資料の準備等、委員会の自発的かつ効率的な運営を支援するものとします。」とあり、それについては、現状通りと考えます。 また、第7「意見調整」については、「会議運営」のための「協議、意見調整を重ねる」というものであり、市とまちづくり委員会と一緒に研究するという事ではないと考えています。
8	伊藤 保険制度のことを説明してほしい。	認識のすり合わせの時点では、保険会社に確認したところ、対象者は報告義務がなく、その事業に参加している人すべてが対象であるとお伝えしましたが、再度保険会社に確認したところ、移動は保険の対象外となるとの回答でした。誤った情報をお伝えし、申し訳ございませんでした。 改めて、「市民総合賠償補償保険の手引き」の令和3年度版の写しをお渡しします。別表他についてもあわせてお渡しします。 保険対象についてですが、まちづくり委員会がイベントを実施した場合、保険の対象としては市主催の行事と同等に扱われるため、現在想定される対象としては、以下のとおりです。 ・まちづくり委員会(会議、打合せ等、市が把握しているもの) ・まちづくり委員会主催イベント(まちづくり委員会、出演者、参加者も含む) ※対象者は事前に把握(当日氏名・連絡先等を記入してもらってもOK)している人に限り、不特定多数の把握できていない人は対象にならない 知立市は、「5型②」を1口契約しています。 最終的に保険が適用されるかどうかは、保険会社の審査次第なので、怪我等が判明した場合には、氏名・連絡先を控え、早めに(当日か、閉庁日の場合は翌開庁日)協働推進課までご連絡ください。

NO.	まちづくり委員(敬称略)	市の回答
9	楠 全く予算のかからない事業はあり得ない。どんな事業でも予算計上は必ずある。市や町の事業に過去や現在も携わらせて頂いているが、予算が全く必要でない事業などあり得ないし一つもない。不自然である。 それに対して、市側が何も感じていないのも、私たち委員もそれを発信しないのも不自然である。事業を進めている議論の中でも、依頼先との折衝の際に、お願いごとをしようにも、この予算はどうするんですか？という局面で議論が止まってしまう。 依頼先が持ち出しを無償でお引き受けくださっても、何のお礼も出来ず、それを市民に強いるのは市の事業として不自然である。よって、この先事業を進めるにあたってこの問題をクリアにできないと、円滑に進まないというのが現状。	まちづくり委員会は、知立市まちづくり委員会設置要綱第2条により「委員会は、まちづくりに関する自主研究を行い、市長に研究内容の報告等をするものとする。」としており、自主研究を行い、その内容を市長へ報告等するものです。 そのため、まちづくり委員会が必ず事業をしなければいけないということではなく、机上での研究や、お金のあまりかからない試行方法を検討していただくことも可能です。 また、まちづくり委員会は、市民の手でできる知立市のまちづくりについて研究し、それを市長に報告していただくものですので、市民の手でまちづくりについての課題を解決するためには、事業を実施する必要があるという結論に達した場合は、まずはお金をかけずに実施できる事業はないか、お金が必要であれば、どうやって調達するのかについても研究していただき、「資金調達にこんな障害があった」「こんな制度があれば実現できる」等についても、研究結果として報告していただきたいと考えています。その報告を元に市で検討し、今後のまちづくり委員会の研究に資金が必要であるとの結論に達した場合は、市の予算要求をしてまいりたいと考えています。 なお、まちづくり委員会が実施する事業の予算はありませんが、会議や現場での打ち合わせに必要な資料につきましては、市で必要部数をご用意できますので、事前にお知らせください。事業にかかる経費につきましては、基本的には委員会主体で資金調達をしていただきたいと考えていますが、チラシの印刷等、新たに購入等することなく市でご用意できるものについてはご相談に応じますので、資金不足等により支援が必要であればご相談ください。
10	伊藤 「知立市市民版まちづくり計画には「検討・試行することが大切です」と記載されている。 ※本来、研究だけで良かったのかどうか、5か月も経ってこのような話になってしまったので予算の話を含め、持ち帰って頂く。	認識のすり合わせの時点で、永田から“ズレとを感じる”とお答えしましたが、市がまちづくり委員会と協働して研究を進めているものという永田の認識が誤っておりました。 知立市まちづくり委員会設置要綱第10条に「委員会は自主運営を原則とし、市は必要に応じて支援する。」とあるのに加え、市民版まちづくり計画は、2. 計画のつくり方 にありますとおり、当時のまちづくり委員会によって、「知立市の現状を知る→知立市の問題、理想の姿を意見交換→知立市で市民が取り組むべきことを意見交換→特に知立市で取り組むべきことを選び、方針について具体的に検討→市民版まちづくり計画としてとりまとめる」の流れで取りまとめられています。そして、3. 計画の位置づけ として、「今後、この計画を基本としながら、まちづくり委員会において具体的に取り組む内容を議論し、試験的な取り組みを重ねながら、市民による活動へと展開していきます。」とされております。 したがって、まちづくり委員会によって検討・試行することが大切だと市民版まちづくり計画に記載されているという認識です。 ※本来研究だけで良かったのかということにつきましては、知立市まちづくり基本条例第18条により「市長は、協働によるまちづくりを推進するため、市民主体による自主研究組織として知立市まちづくり委員会を設置します。」とし、知立市まちづくり委員会設置要綱第2条で「委員会は、まちづくりに関する自主研究を行い、市長に研究内容の報告等をするものとする。」としております。 辞令交付の後にお渡ししました“知立市まちづくり委員会について”の1ページに参考としての研究の手順を掲載しております。研究の手順がわからない場合に参考として作成したものです。この件について、ご質問をいただいていたかと思いますが“委員会としては、やるからには事業を実施したいと思っているが、コロナが落ち着かないなどで事業ができない場合は”という問いに対し、“事業の実施が目的ではなく、あくまで研究することが目的”ということをお伝えしています。
11	服部 資金も委員会で調達せよとあるが、市がバックボーンにあって協賛をお願いしていくのであれば、まだ企業も出す気持ちになると思うが、一市民が依頼してもなかなか実を結ばないと思う。市がある程度意思疎通はスムーズにできるように寄り添って関与してほしい。	まちづくり委員会は、知立市まちづくり委員会設置要綱に基づいて設置、運営しております。現在のまちづくり委員は、令和3年4月5日に市長から知立市まちづくり委員として委嘱されております。また、知立市まちづくり委員会設置要綱第10条には「委員会は自主運営を原則とし、市は必要に応じて支援する。」とあります。まちづくり委員会が市長に委嘱された委員会であることについて、必要であれば企業等にご説明いたしますので、ご相談ください。

NO.	まちづくり委員(敬称略)	市の回答
12	楠 「市民版まちづくり計画書」そのものを考え直すべきではないか？ 8年が経ち、時代も、情勢も、コロナ禍もあり、変革してきた。当初の協定書の内容とのズレのある計画書が本当に必要か？実情に沿った、市民の誰もがチャレンジ・トライできる環境に整備しなおし、市民がのびのびと活動できる委員会でなければ、存在する意味がありません。 来年の「まちづくり委員会」は来年度以降の活動が滞りなく活動できるように、「まちづくり委員会」のありかたを考えると必要があると思う。	計画の「3. 計画の位置づけ」に「時代の流れ、多くの市民に関わってもらう中で、必要に応じてこの計画を見直します。」とあり、テーマに沿って研究する中で、「現状にあっていない」「改正が必要」ということがあれば、報告書にその旨記載していただいたり、新たな計画書を提出していただいたりしていただければ、次年度のまちづくり委員会の研究内容とするなどの対応を検討させていただきます。
13	決定事項 ① 知立市市民版まちづくり計画作成経緯等のご説明を頂く。	市民版まちづくり計画は、平成25年度に、「知立市第6次総合計画」策定に合わせ、まちづくり委員会によって作られ、市長に提出されたものです。 委員会内で知立市の現状の洗い出しや現地視察等をしたうえで、市民が今後取り組んでいくことを委員会で協議し、市民版まちづくり計画として取りまとめられ、まちづくり委員会から市長へ提出されました。
14	決定事項 ② 「知立市まちづくり委員会」とは研究報告の場合なのか、調査・研究・試行(実行)の場合なのかご回答を頂く。 (ご教示通り、研究報告だけで良いなら、「資金調達・人材集めはすべて委員会主体で実施」のそもそもの意味が理解しずらくなる)	知立市まちづくり基本条例第18条により「市長は、協働によるまちづくりを推進するため、市民主体による自主研究組織として知立市まちづくり委員会を設置します。」とし、知立市まちづくり委員会設置要綱第2条で「委員会は、まちづくりに関する自主研究を行い、市長に研究内容の報告等をするものとする。」としており、市民の手でできる知立市のまちづくりについて研究し、それを市長に報告していただくものです。よって、市民の手でまちづくりについての課題を解決するためには、事業を実施する必要があるという結論に達した場合は、まずはお金をかけずに実施できる事業はないか、お金が必要であれば、どうやって調達するのかについても研究していただき、こんな障害があった、こんな協力があれば実現できる。等を、研究結果として報告していただきたいと考えています。